

Tax News Flash

#04/2024

源泉徴収税の電子申告の義務化

2024年12月3日、タイ歳入局長官は源泉徴収税の電子申告に関する通達を発行しました。

本通達は2025年1月1日から施行され、企業はP.N.D.1、P.N.D.1 Kor.、P.N.D.2、P.N.D.2 Kor.、P.N.D.3、P.N.D.3 Kor.、およびP.N.D.53を含む源泉徴収税申告書を電子申告することが義務付けられます。

ただし、企業がこれらの申告書を電子申告できない場合は、その理由を説明した通知書を歳入局長官に提出する必要があります。当該通知書は、企業の所在地における管轄歳入局に申告書と共に提出する必要があります。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uzumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638) toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619) shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830) tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321) motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。